

開始決定から3年以上を経過した電源接続案件募集プロセスに参加している案件の
2019年度中のFIT認定申請期限にかかる特例について（お知らせ）

開始決定から3年以上が経過している実施中の電源接続案件募集プロセス（以下、募集プロセスという）があります。当該募集プロセスが遅延している理由は、先行事業者の辞退等、プロセス参加事業者の責めによらない点があるにもかかわらず、急速なコストダウンが見込まれる電源（太陽光・陸上風力）については、プロセス開始決定時点で決定されていた調達価格からの価格低下が起きており、プロセス参加時の事業計画で見込んだ調達価格での事業実施が困難になっていると考えられます。また、事業に対する規律の強化等も進んでおり、当該電源については想定していなかった事業環境の変化への対応も求められています。

これを踏まえ、2019年度中の新規認定申請期限日（12月20日）は到来したものの当年度の審査に間に合う範囲で、当年度の認定として受け付ける特例を設けます。

具体的には、開始決定から3年以上が経過した募集プロセスに参加している太陽光（50kW以上500kW未満）及び陸上風力について、本年1月末日までに当該募集プロセスが終了した場合（東北北部エリアの募集プロセスにおける第1集団の部分完了を含む）の新規申請に関する対応について以下のとおりといたします。

対象となる募集プロセスに参加している太陽光（50kW以上500kW未満）及び陸上風力

- 今回の特例の対象は新規認定申請に限ります。
- 本年1月20日において、1月末の完了が予定される募集プロセスは、東北北部エリアの募集プロセスのうち第1集団となっています。

注1) 今回のFIT認定申請期限にかかる特例は、募集プロセスの完了時期に影響を与えません。

実施中の募集プロセスのエリア別完了予定時期については、電力広域的運営推進機関の
下記ページで確認することができます。

https://www.occto.or.jp/access/process/boshu_process_oshirase.html

- 募集プロセスが完了したのち1週間以内に接続同意書類を除く全ての資料の提出があり、かつ接続同意書類が3月16日（月）までに提出された場合に限り、2019年度での認定とします。

注1) 電子申請をする場合は、電子申請画面から出力した申請書及び電子申請で添付した添付書類が、発電設備の設置場所を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署に、期限日までに到達することが必要です。

<申請期限日に関する注意点>

- 上記期限日までに申請書等が適切な担当部署に到達しなければ、今年度中の案件として認定することはできません。期限日超過・不達の理由による例外は一切ありませんのでご注意ください。また、「到達」とは、消印ではなく、持参又は郵送により申請書等が各担当部署に下表の「開庁時間」中に到達していることを指します。

提出先をお間違えの場合は、今年度中の案件として処理することはできませんのでご注意ください。なお、申請書等の提出先に関しては、以下の表をご参照の上、「発電設備の所在地」を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署に申請書等を提出してください。

地方経済産業局名	部名	課名	郵便番号	住所	電話番号	管轄区域	開庁時間
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	8:30～12:00、 13:00～17:15

- 郵送の到達確認はしておりませんので、到達を確認されたい場合は、郵送される際に書留などの配達記録が残る形で提出していただきますよう、お願いいたします。
- 必要な接続同意書類については、以下の URL をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html
- 申請の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正依頼を行いますが、当該補正期限までに必要な補正がなされない場合は、行政手続法第7条に基づき書類一式を返却させていただきます。上記提出期限日の直前は申請数が増加するため、通常よりも不備補正依頼を行う時期が遅くなり、また、補正期間が短くなります。円滑な審査のため、当該申請期限日に関わらず可能な限り早期に申請いただきますようお願いいたします。
- 申請後、認定までの間に事業者都合による事業計画の内容の変更は原則として認められません。とりわけ、「事業者名」、「発電設備の区分」、「発電設備の出力」、「発電設備の設置場所」に途中変更があった場合は、当該申請は取り下げいただき、再度申請していただくこととなりますのでご注意ください。なお、再度申請される場合にも、上記提出期限日が適用されます。
- 法律や条例に基づく環境影響評価の対象となる事業の申請については、申請時の添付書類として環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出を求めているところですが、申請時点で方法書に関する手続を開始したことを証する書類の添付ができない場合でも申請を受け付けることとし、経済産業局での審査と並行しながら、方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出を可能とします。認定申請に当たっては、申請書に添付する「関係法令手続状況報告書」のうち環境アセスメントの「該当の有無」欄を「確認中」にチェックし、「確認・相談先（部署名）」欄に「現在、方法書についての手続開始の準備をしている状況であり、2020年〇月までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出できる見込みです。」と記入してください。本取扱いを希望する場合は、認定申請を行う前に申請先の経

済産業局の認定担当部署へ必ずご確認ください。方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出については、2020年2月7日（金）までに各経済産業局に到達するよう提出してください。上記期限までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出がされない場合は、2019年度中の案件として処理することはできませんのでご注意ください。

- 申請内容について、不備が大変多くなっております。記載要領等をあらかじめご確認の上、添付書類の不足等がないようご提出いただきますようお願いいたします。

【様式第1の記載要領】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_01.pdf

【再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について】

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nint_ei_seti.pdf

◆本件に関するお問合せ窓口

0570-057-333（受付時間：平日9:00から18:00）[PHS/IP電話からは、042-524-4261]

電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

また、申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認いただきますようお願いいたします。

なっとく！再生可能エネルギー <https://www.fit-portal.go.jp/>

以上